

武蔵野市民間事業系建築物耐震診断助成要綱

武蔵野市民間建築物耐震診断助成要綱（平成18年9月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、武蔵野市耐震改修促進計画に基づき、武蔵野市内（以下「市内」という。）に存する事業の用に供する民間の建築物の所有者が、耐震診断を実施するにあたり、これに要する費用の一部を助成することにより、当該所有者に安全に対する意識の啓発を図り、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによるほか、建築基準法（昭和25年法律第201号）で使用する用語の例による。

(1) 建築物 店舗、事務所その他の住宅等（一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅をいう。以下同じ。）以外の用途に供する建築物をいい、住宅等の用途を兼ねるもの（住宅等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。

(2) 評定機関 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に参加する団体のうち、当該委員会に登録された耐震診断判定委員会（耐震診断の結果及び耐震改修計画に関する判定、評価等を行う委員会をいう。）を設置しているもの

イ 建築基準法第20条第1項第1号の認定に係る性能評価を行う者として、国土交通大臣が指定する団体

(3) 耐震診断 建築物の地震に対する安全性を次に掲げるいずれかの方法により評価することをいう。

ア 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号。以下「基本方針」という。）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1 建築物の耐震診断の指針による診断法

イ 一般財団法人日本建築防災協会発行「2011年改訂版 耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」による診断法

ウ 一般財団法人日本建築防災協会発行「2001年改訂版 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」による診断法

エ 一般財団法人日本建築防災協会発行「2009年改訂版 既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針・同解説」による診断法

- (4) 非木造 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、組石造、補強コンクリートブロック造その他の木造以外の構造をいう。
- (5) 簡易診断 建築物に係る改修履歴の調査及び外観調査に加え、設計図書を主として耐震性を判定する方法による診断又は一般財団法人日本建築防災協会の耐震診断基準に基づく一次診断相当の簡易な方法で地震に対する安全性を評価する診断を行うものをいう。

(助成対象建築物)

第3条 助成の対象となる建築物（以下「助成対象建築物」という。）は、国若しくは地方公共団体が所有する建築物以外の建築物又は建築物のうちこれらの者が所有する部分を除いたものであって、かつ、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に存すること。
 - (2) 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。
 - (3) 助成の対象となる費用について、この要綱の規定による助成金その他これに類する補助金等の交付を受けるものでないこと。
- 2 一の建築物の敷地に存する物置、車庫その他これらに類する附属の建築物については、助成対象建築物としない。
- 3 前2項に定めるもののほか、市長は、特に必要と認める建築物について、助成の対象とすることができる。

(助成対象者)

第4条 助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、助成対象建築物の所有者とする。ただし、当該助成対象建築物が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に定める者を助成対象者とする。

- (1) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）の適用を受ける建築物 同法第3条に規定する団体又は同法第2条第2項に規定する区分所有者の集会の決議で決定された代表者
- (2) 共同で所有する建築物 当該建築物を共同で所有する者のうち、これらの者全員の合意により選出された代表者

(助成対象事業)

第5条 助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象建築物に係る耐震診断及び非木造の助成対象建築物に係る簡易診断（以下「耐震診断等」という。）とする。

- 2 助成対象事業のうち、耐震診断は、次の各号に掲げる要件のいずれに

も該当するものとする。

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する者が行うものであること。

ア 一般社団法人東京都建築士事務所協会に登録している事務所に所属

している者のうち、耐震診断技術者として当該協会から認められた者

イ 特定非営利活動法人耐震総合安全機構に登録している事務所に所属

している者のうち、耐震診断技術者として当該団体から認められた者

ウ 一般社団法人日本建築構造技術者協会に登録している事務所に所属

している者のうち、耐震診断技術者として当該協会から認められた者

エ 一般財団法人日本建築防災協会が行う「国土交通大臣登録 鉄筋コ

ンクリート造耐震診断資格者講習」、「国土交通大臣登録 鉄骨造耐

震診断資格者講習」、「国土交通大臣登録 鉄骨鉄筋コンクリート造

耐震診断資格者講習」又は「国土交通大臣登録 木造耐震診断資格者

講習」のうち、助成対象建築物の構造に応じた講習を受講した者

オ 建築士法（昭和25年法律第202号）第3条、第3条の2又は第3条

の3の規定による設計及び工事監理をすることができる建築士であっ

て、市長が別に定める要件に該当すると認めるもの

(2) 耐震診断の構造計算に際し、国土交通大臣の認定を受けたプログラム

（以下「大臣認定プログラム」という。）を使用する場合には、次の要

件を満たすものであること。

ア 大臣認定プログラムのバージョンが最新のものであること。

イ 当該認定に係る使用条件の範囲内で大臣認定プログラムを使用し

ていること。

ウ 大臣認定プログラムにより、構造計算の過程について注意を喚起す

る表示がある場合にあつては、当該表示に対する検証を適切に行うこ

と。

(3) 延べ面積が1,000㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が3以上であ

る助成対象建築物の耐震診断にあつては、当該耐震診断が適正に行われ

ていることについて、評定機関による評定を受けていること。

3 助成対象事業のうち、簡易診断は、次の各号のいずれかに該当する者が

行うものであること。

(1) 一般社団法人東京都建築士事務所協会に登録している事務所に所属し

ている者のうち、耐震診断技術者として当該協会から認められた者

(2) 特定非営利活動法人耐震総合安全機構に登録している事務所に所属し

ている者のうち、耐震診断技術者として当該団体から認められた者

(3) 一般社団法人日本建築構造技術者協会に登録している事務所に所属し

ている者のうち、耐震診断技術者として当該協会から認められた者

(4) 一般財団法人日本建築防災協会が行う「国土交通大臣登録 鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習」、「国土交通大臣登録 鉄骨造耐震診断資格者講習」又は「国土交通大臣登録 鉄骨鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習」のうち、助成対象建築物の構造に応じた講習を受講した者

(5) 建築士法第3条又は第3条の2の規定により設計及び工事監理をすることができる建築士であって、市長が別に定める要件に該当すると認めるもの

(助成金の交付額等)

第6条 助成金の交付額は、耐震診断等に要した費用（消費税に相当する額を除く。）の額に2分の1を乗じて得た額（その額が次の各号に掲げる耐震診断等の区分に応じ、当該各号に定める額を超えるときは、当該額）（これらの額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てる。）を限度として、予算の範囲内で市長が必要と認める額とする。

(1) 木造の助成対象建築物に係る耐震診断 5万円

(2) 非木造の助成対象建築物に係る耐震診断 20万円

(3) 非木造の助成対象建築物に係る簡易診断 15万円

2 助成金の交付は、同一建築物に対して、1回限りとする。

(事前協議)

第7条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断等を実施する前に、民間事業系建築物耐震診断事前協議書（第1号様式）を市長に提出し、事前に協議を行うものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 申請者は、民間事業系建築物耐震診断助成申請書（第2号様式）に市長が必要と認める関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該審査の結果、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、民間事業系建築物耐震診断助成金交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金を交付しないことを決定したときは、民間事業系建築物耐震診断助成金不交付決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(権利譲渡の禁止)

第9条 交付決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成事業の実施)

第10条 助成決定者は、当該交付決定の後、速やかに、当該交付決定に係る事業（以下「助成事業」という。）の請負契約を締結し、及び助成事業を実施するものとする。

（助成事業の内容の変更）

第11条 助成決定者は、次に掲げる助成事業の内容の変更（助成金の額に変更を生じないものに限る。）をしようするときは、民間事業系建築物耐震診断助成変更届出書（第5号様式）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(1) 助成の対象となる部分の面積の変更

(2) 助成事業の工程の大幅な変更

(3) 前2号に掲げるもののほか、申請内容の大幅な変更

2 助成決定者は、助成事業の内容の変更（前項に規定するもの及び軽微な変更を除く。）をしようとするときは、民間事業系建築物耐震診断助成変更申請書（第6号様式。以下「変更申請書」という。）により、市長に対して申請し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、変更申請書を受け付けたときは、当該申請の内容を審査し、当該審査の結果、交付すべき助成金の額を変更することを承認するときは、民間事業系建築物耐震診断助成変更承認書（第7号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成事業の取りやめ）

第12条 助成決定者は、事情により助成事業を取りやめるときは、民間事業系建築物耐震診断助成取止め承認申請書（第8号様式）により、市長に対して申請し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による助成事業の取りやめを承認するときは、民間事業系建築物耐震診断助成交付決定取消通知書（第9号様式。以下「交付決定取消通知書」という。）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成事業の完了報告）

第13条 助成決定者は、助成事業が完了したときは、民間事業系建築物耐震診断助成完了報告書（第10号様式。以下「完了報告書」という。）に市長が必要と認める関係書類を添えて、市長に報告しなければならない。

（助成金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、交付すべき助成金の額を確定し、民間事業系建築物耐震診断助成交付額確定通知書（第11号様式）により、助成決定者に通知するものとする。

（助成金の交付）

第15条 前条の規定による通知を受けた者（以下「助成確定者」という。）

は、民間事業系建築物耐震診断助成交付請求書（第12号様式）により、市長に対して助成金の交付について請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、助成確定者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、助成決定者又は助成確定者（以下「助成決定者等」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(2) 助成金を助成事業以外に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定又は市長が別に定める事項に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、交付決定取消通知書により、助成決定者等に通知するものとする。

（助成金の返還）

第17条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成決定者等に対し助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（報告及び検査等）

第18条 市長は、この要綱の規定による助成金の交付に関し必要があると認めるときは、助成決定者等に対し、当該助成事業に係る報告を求め、又は検査し、若しくは調査することができる。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、助成について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。